

2006 April

No.351

 広報

にしかつら

平成18年

4

月号



三ツ峠の桜（さくら公園）



発行：西桂町役場 総務課 広報担当

広報に関するご意見・ご質問は

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015

E-mail : kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp



町からのお知らせ

* 締切 4月末日まで

お問い合わせ先 地区の母子福祉会役員又は役場福祉係へお尋ねください。

住民福祉課

「西桂町母子福祉会」からのお知らせ

18年度母子福祉会会員を募集しています。

*対象者

- ① 母子世帯・・・(20歳未満の者を扶養しており、配偶者のいない世帯)
- ② 寡婦・・・(かつて母子世帯であつて、30歳以上65歳未満の者)

*主な事業

★ 県外見学バス(1日行楽) :

7月第1又は第2日曜日を予定しています。今年は信州方面を計画しています。

★ 陶芸教室等(集い) :

2月中旬を予定しています。親子で参加しましょう。

* 年会費 1,000円

2,000円(18年度検討中)

「西桂町身体障害者福祉会」からのお知らせ

18年度会員を募集しています。

* 本会の目的

会員の福祉の増進と相互の親睦を図る。

* 対象者

障害者本人・その家族

* 主な事業

★ 県外見学バス(1日行楽)

7月

★ 富士ふれあい村まつり・葦崎

福祉村まつりへの参加

9月から10月

★ 身障者スポーツ大会等 9月

★ 陶芸教室等(集い) 2月

* 家族で参加し楽しみましょう。

* 年会費 1,000円

* 締切 4月末日まで

お問い合わせ先 地区身体障害者

会役員又は役場福祉係へお尋ねください。

ひとり親家庭医療費助成 について(お知らせ)

* 制度の内容

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育する「ひとり親家庭」の母(父)と、その児童の病気やケガで保険診療を受けて支払った医療費自己負担分を助成する制度です。

* 対象となる期間

登録申請の翌月から対象児童が満18歳の誕生日の属する年度末まで

* 受給資格の登録

ひとり親となり新たに受給資格が生じたときは、受給資格の登録申請が必要です。登録の際には次のものが必要です。

① 印鑑

② 保険証

資格登録をすると「ひとり親家庭医療費受給資格証」が交付されます。但し、所得制限があります。

* 助成金の申請

「ひとり親家庭医療費助成申請書」に、医療機関の保険診療点数証明を受け、診療日から6ヶ月以内に申請してください。

但し、保険点数、負担割合、診療科目が明記してある領収

書であれば医療機関の証明は不用です。

* 支給方法
口座振込みで支給します。

* 受給資格の更新

交付する「ひとり親家庭医療費受給資格証」は有効期限があります。毎年8月に更新手続きをお願いします。

★ 4月1日から「ひとり親家庭医療費助成申請書」用紙と更新月が変更になります。

また、窓口での申請の際は、新たな申請書となりますので

ご注意ください。

お問い合わせ先

住民福祉課 福祉係

建設課

川浚いについて

西桂町では、次の日程で川浚いを実施いたします。

実施日 4月2日(日)

【雨天の場合 4月3日(月)】

早朝からの作業になりますのでお忙しい中だと思いますが、身近な河川の清掃にご協力をお願いいたします。

企画振興課

第6回 みんなの桜の会開催!

みなさんが植えた桜の木も8年がたち、たくさんの花をつけるようになりました。次の日程で行いますので、みなさんご来場をお待ちしています。

日時 4月9日(日)

午前11時～午後3時

場所 三ツ峠グリーンセンター

内容・露店

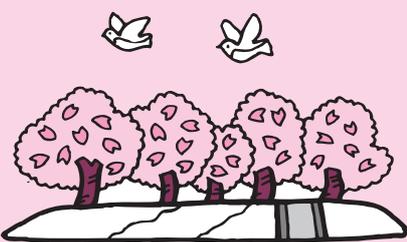
・ 和太鼓、大正琴の演奏

・ 世さ来いみつとうげ

・ 抽選会

・ 特産品販売 ほか

お問い合わせ先 企画振興課



いきいき健康 福祉センター

平成18年度の保健事業年間 行事予定表を配布します

18年度は検診の申込み方法が変わります。各検診日・申込み方法等予定表をご確認ください。

また、今年度より、20歳〜64歳と65歳以上の人の検診に区分されます。高齢者の検診は、従来の検診に生活機能評価が追加されます。一人ひとりの健康づくり年に一回は検診を受けましょう。

平成18年4月1日より

麻しん及び風しんの予防接種は
MR混合ワクチンとなります

改正された内容

(対象者)

第1期 生後12ヶ月から生後24ヶ月

第2期 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の1年間（いわゆる保育園の年長児）

(接種方法)

麻しん及び風しんの予防接種はMR混合ワクチンを第1期、第2期で1回ずつ

麻しんと風しんの混合ワクチンの予防接種		
期	年齢	回数
第1期	生後12ヶ月～24ヶ月	1回
第2期	5歳～7歳 (保育所の年長児)	1回

●麻しんや風しんは幼児期早期にかかってしまうことが多いため、麻しんと風しんの予防接種は、お母さんからの免疫がなくなる生後12月以降なるべく早期に接種することが、お子様自身の予防だけでなく、社会全体の感染症の予防（まん延防止）のため大変重要です。

麻しんワクチン及び風しんワクチン未接種の子供の経過措置（定期の予防接種ではありません）があります。保護者の希望により、接種を受けることは可能です。

●対象は、生後12ヶ月から生後90ヶ月に至るまで子で麻しんと風しんどちらか一方予防接種してあるか若しくは、罹患している子です。

●経過措置の期間は平成18年4月1日より19年3月31日までの間です。

●接種できる医療機関 西桂町で委託した医療機関です。
（吉田地区医師会の委託協力医療機関と町内しまだ医院です）

●費用については、町が全額負担します。

お問い合わせ先
いきいき健康福祉センター
保健係

結核検診を 受けましょう！

●対象者は、65歳以上の住民（昭和17年4月1日以前生れの方）です。

●高齢者の結核は若い人に比べて結核にかかっている人が多いです。1年に1回は胸部レントゲンを受けて早期発見・早期治療に役立てましょう。

●対象者に問診票を郵送しますので記入の上検診日にご持参下さい。

●4会場を廻りますので時間厳守でお越し下さい。

お問い合わせ先
いきいき健康福祉センター
保健係



地区	検診日	時間	場所
倉見	4月21日 (金)	午前9時～10時15分	倉見公民館
柿園・本町		午前10時30分～12時	役場
下暮地		午後1時～2時15分	いきいき健康福祉センター
上町		午後2時30分～4時	小学校

男の料理教室

20

2月は、冬の代表料理とも言える、クリームシチューを作りました。レシピをご希望の方は保健係まで取りに来てください。

たくさんの野菜と鶏肉を使用し、市販のルーを使用せず、牛乳・バター・小麦粉から作りました。

鶏肉は他の肉に比べ脂肪分が少なく、コレステロールを下げるナイアシンが多く含まれています。たまねぎは、肉の臭みを消し、ビタミンB1の吸収を助け、血液をサラサラにします。にんじんは、カロチン・カリウム・ビタミンA及び食物繊維が豊富な野菜です。ジャガイモは、万能食材で、ビタミンCが豊富で美容に良いです。

ポイントは、クリームソース作りです。小麦粉とバターを焦がさないよう、弱火でじっくり煮て泡が出てきたら、牛乳を入れてころみが出るまで煮ます。最後に塩コショウをふります。鍋を温め過ぎると、すぐ焦げてしまいますので注意しましょう。

今回は、火加減に苦労しましたが、皆さん楽しく調理していました。

第2次行財政改革大綱(要約)

平成21年度までの5か年にわたる第2次行財政改革大綱が策定されましたので、その内容(要約)を公表します。なお、この大綱は、行政改革推進委員会の答申を受けて行政改革推進本部が策定したものです。

第一 行財政改革大綱の必要性

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国・地方の財政状況は極めて厳しい中、前例にとられない新たな発想による自立した地域づくりのための行財政改革が必要であり、町においても、厳しい財政状況の中で、将来を見据えた町政運営が図れるよう、限られた人材と財源を最大限活用し、誇りを持って生き活きと暮らす活力ある西桂を実現するため、全力を挙げて改革に取り組んでいくものである。

第二 行財政改革の基本的な考え方

- ① 目的 「スリムでフットワークのよい行政体を目指す」
- ② 基本姿勢 「効率的で質の高い行政サービスの提供を」

第三 改革の具体的な方策

I 人間的部門
 高い使命感と
 チャレンジ精神

1 使命感と行政能力の高い人材の育成

■ 適正な勤務評価
 能力、実績等を重視した公平性、透明性、納得性の高い人事評価制度を構築し、効率

的な人材の活用と組織力の向上を図る。

2 定員管理及び給与の適正化

■ 定員管理の適正化
 一層の定員管理適正化を進め、簡素で効率的な執行体制を確立する。

給与の適正化

■ 職員給与制度・運用及び水準の適正化を推進し、給与等の状況を公表する。

3 コスト意識の徹底

■ 公共事業のコスト縮減

公共事業コストの一層の縮減を推進する。
 ■ 簡易水道・下水道特別会計の経営健全化
 一層の自立性の強化と経営の活性化を図り、さらなる経営健全化に取り組む。

経費の節減と合理化

■ 職員一人ひとりのコスト意識を高め、身近なところから経費節減や省資源・省エネルギー等を徹底する。

II 実務的部門

町民ニーズの把握と
 行政の役割の認識

4 行政の担うべき役割の重点化

■ 公共施設等の効率的な運営
 コスト削減、利用率、利用者の満足度等の観点から施設のあり方について検討を行う。

民間委託・地域協働等の推進

■ 事務事業全般の総点検を実施し、コスト削減や質の向上が期待できるものについては積極的に外部委託を推進する。

5 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

■ 柔軟な組織体制の整備
 現在の5課を分課・統合の両面から総合的に検討し、行政ニーズの確かな反映、職責

の明確化等を図る。

事務事業の見直しの推進

■ 事務事業の優先順位を評価する
 事務事業評価等を活用して、事務事業の見直しを進める。

6 自主性・自立性の高い財政運営の確保

■ 自主財源の確保による歳入の充実
 自主的・自立的な行財政運営を推進するため、税収等自主財源の確保、税負担の公平確保のための取組を徹底する。

町民負担等の適正化

■ 受益者負担の原則に基づき公共施設使用料の見直しを行い、町民負担の適正化を図る。

7 公正の確保と透明性の向上

■ 行政情報の公開と説明責任の確保
 町政に対する情報の積極的な公開を行い、説明責任の確保を図る。

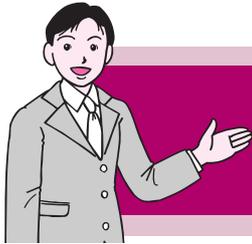
審議会等への女性や青年層の参画促進

■ 町民の幅広い声を町政に反映させるため、審議会、委員会などの委員に女性や青年層を積極的に登用する。

● なお、大綱原文は西桂町ホームページでご覧いただけます。



「行政改革推進委員会会長 牛田和昭氏より行政改革推進本部長である町長へ大綱の答申がなされました(2月17日)」



国民健康保険

保険証は更新しましたか？ 保険税は納めましたか？

更新しましたか 国民健康保険証

国民健康保険の被保険者証及び退職被保険者証が、4月1日から新しくなりました。

旧保険証では医療機関にかかれませんので、まだ更新されていない方は、役場窓口にて至急更新してください。
(更新手続きには旧保険証を持参してください。)

国保の届出について

この4月、国保被保険者で会社に就職する方、又は会社を退職される方で国保以外の健康保険に入る見込みがない方は、国保の届出をお願いします。

国保を取得する場合は、取得日までさかのぼって課税されます。また、喪失の手続きをしないといつまでも課税され続けますので、届出はすみやかにお願いいたします。

国保に加入する日	国保をやめる日
1. 他の市町村から転入してきた日 (職場の保険に加入していない場合) 2. 職場を退職した日の翌日 3. 出生した日 4. 生活保護を受けなくなった日	1. 他の市町村へ転出する日の翌日 2. 職場の健康保険にはいった日の翌日 3. 死亡した日の翌日 4. 生活保護を受け始めた日

届出に必要なもの

国保に加入するとき	国保をやめるとき
①印鑑 ②健康保険資格喪失証明書(職場を退職した日がわかるもので、事業所が交付します) ③保険証(家族の中で国保に加入している人がいる場合) ④年金を受給している方は年金証書	①印鑑 ②新しい保険証と国保の保険証の両方

※届出は役場住民福祉課窓口で行って下さい。

平成17年度国民健康保険税はもう納めましたか？

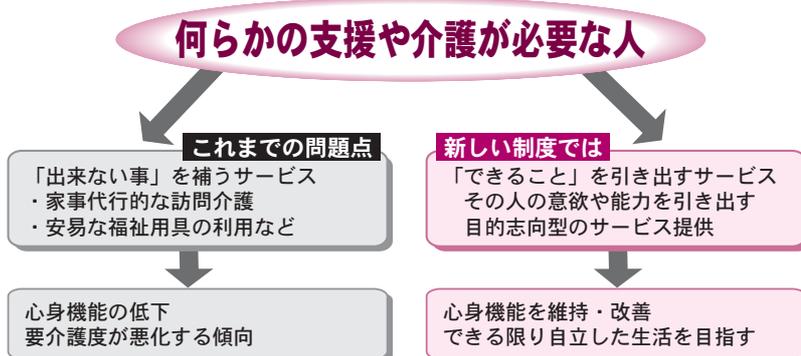
この4月より平成18年度がスタートしましたが、まだ、平成17年度の国保税を納め終わっていない方は、5月31日までに納めてくださいますようお願いいたします。前年度以前の保険税を完納されていないと資格証明書や短期保険証をお渡することになります。また、高額療養費や出産育児一時金等の給付を保険税に充当していただくなどの指導をさせていただきますので、お早めに納めてください。

国保は、地域に住む人たちがふだんからお金(保険税)を出し合い、医療費などにあて、お互いを助け合うという目的から生まれた相互扶助の制度です。国保被保険者のご理解ご協力をお願いいたします。

新しくなった介護保険

平成18年4月よりスタートです!

今回の見直しの特徴は、「介護予防」「自立支援」の強化です。介護予防とは、できる限り要介護状態にならないようにする、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする取り組みです。介護予防をすすめることによって、制度本来の理念である自立支援を実現する。——それが新しい介護保険制度の目標です。



制度改正の背景

介護保険制度は介護を社会全体で支える制度として定着しました。その一方で要介護者、中でも要支援や要介護1の軽度の人が増加し、その原因を見ると高齢による衰弱など廃用症候群が多くなっています。制度から給付される費用も年々増大しています。

制度改正により保険料の急激な増加を抑え、高齢化社会の進行に備え、地域ぐるみで高齢者の生活を支える包括的ケアシステムを進めるために「明るく活力ある超高齢社会の構築」「制度の持続可能性」「社会保障の総合化」を基本的視点にして改革を目指しました。

●保険給付における主な改正内容●

- ①第2号被保険者(40歳~64歳)のサービスを利用できる特定疾患にがん末期が新たに加わりました。
- ②要介護認定が変わります
要介護状態区分が要支援1・2(心身の状態が改善する可能性が高い人)、要介護1~5の7段階になります。
旧要支援は要支援1、旧要介護1は要支援2と要介護1に振り分けられます。
1ヶ月の給付限度額
要支援1: 4万9,700円
要支援2: 10万4,000円
- ③介護更新認定結果の非該当者や健診により特定高齢者と認定された人は地域支援事業の介護予防事業を利用します。
- ④地域包括支援センターが、特定高齢者と要支援1、2の高齢者のケアプランを作成します。
- ⑤要支援1・2の人は新予防給付(介護保険)の介護予防サービスを利用。一定期間ごと効果を評価、プランが見直されます。
- ⑥特定高齢者の介護予防事業は、一定期間ごと効果を評価、プランが見直されます。従来の介護予防生活支援事業より順次移行します。
- ⑦判定で要介護1~5の人は介護給付の在宅・施設サービスを利用。一定期間ごとに介護認定の更新を行います。
- ⑧介護予防通所介護の中で要支援1・2の人に提供される選択的サービスとして、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上が加わります。

●その他の主な改正内容●

- ①被保険者の負担能力を区分する階層が6段階となります。
 - 1段階: 生活保護の方、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者
 - 2段階: 住民税非課税世帯に属し年金額と合計所得金額が80万円以下の方
 - 3段階: 住民非課税世帯に属する第2段階以外の方
 - 4段階: 本人住民税非課税者(世帯員に住民税を課税されている方がいる)
 - 5段階: 本人が住民税を課税されている方
 - 6段階: 本人が住民税を課税され、合計所得金額が200万円以上の方
- ②平成18年度より介護保険料が見直されます。(金額は通知します)
 - 1段階、2段階の方: 改正後の基準保険料の50%に軽減されます。
 - 3段階の方: 改正後の基準保険料の75%に軽減されます。
 - 4段階の方: 改正後の基準保険料が賦課されます。
 - 5段階の方: 改正後の基準保険料の125%に増額されます。
 - 6段階の方: 改正後の基準保険料の150%に増額されます。
- ③利用者負担限度額
負担限度額を越えた介護サービスにかかる自己負担については、高額介護サービス費として、負担した月より概ね2ヵ月後に給付されます。
 - 1段階、2段階の方: 1万5,000円
 - 3段階の方: 2万4,600円
 - 4段階、5段階、6段階の方: 3万7,200円
- ④施設利用者に対する負担限度額
第1段階から第3段階までの方は特定入所者介護サービス費の対象者です。

高齢者を主役とした介護予防等の推進

「地域支援事業」が平成18年4月より実施されます。

地域支援事業の目指すところ

高齢者が地域で、安心して生活を継続する事ができるよう要介護状態になることを防止する事が大切です。そのために「自分の出来ることのできる限り自分で行う」ことを基本として本人の目標とする生活に向けて介護予防及び要介護状態になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れるよう支援する事を目指します。そのために各町村に地域包括支援センターが設立されました。

地域包括支援センターとは、

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るためには、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを、包括的・継続的に提供していくための高齢者の生活を支える総合機関です。

地域包括支援センターの事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うためこんな事業を行います。

○介護予防事業

高齢者に対する介護予防普及啓発・特定高齢者把握や地域介護予防活動支援を行います。

○総合相談支援事業

地域の高齢者の実態把握・介護以外の生活支援サービスとの調整を行います。

○権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を進めます。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

支援困難事例に関するケアマネジャーの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり。

○介護予防ケアマネジメント事業

介護予防対象者（特定高齢者及び要支援1・要支援2）に介護予防ケアプランの策定、評価を行います。

高齢者生活援助サービスのご案内

平成18年度の町の高齢者生活援助サービスをご案内します。ご照会は役場福祉係、介護保険担当、社会福祉協議会まで。

●配食サービス

対象：加齢や心身の障害、疾病等により調理が困難な高齢者で、毎日の食事確保に支障がある者
内容：毎週月曜日から金曜日まで（祝日はお休み）の昼食の配食を行います。

自己負担：1回390円

●外出支援サービス

対象：下記の全ての要件を満たす者
1、加齢や心身の障害、疾病等により病院受診が困難な高齢者
2、高齢者のみ世帯、かつ住民税非課税世帯に属している者
3、家族全員が自家用車を所有していないこと
内容：病院への通院及び受診時の介助を行います。月2回まで（特別な疾病治療のための通院は週2回まで）の送迎と受診時介助を行います。

自己負担：無料（ただし、送迎時の介助が必要な場合は、介護保険サービスにおける自己負担が発生します）

●軽度生活援助サービス

対象：介護認定を受けて自立判定を受けた高齢者、または1人暮らしの高齢者

内容：家事援助、徒歩での外出の付き添い、話し相手のためのヘルパーを派遣します。

自己負担：1回1時間以内416円（予定）

●生きがいデイサービス

対象：介護認定を受けて自立判定を受けた高齢者、または1人暮らしの高齢者

内容：町のデイサービスセンターが利用できます。

自己負担：施設使用料1,414円予定、入浴100円予定、食事480円

●いきいき交流会

対象者：家に引きこもりがちな高齢者で下記要件の方
一人世帯70歳以上、高齢者世帯75歳以上、その他世帯80歳以上
役場や民生委員から参加を勧められた高齢者や障害者

内容：身近な集会場を利用して、昼食やお茶会を開いて、ボランティアの方と交流します。対象者とボランティアが集まった地区より開始します。

活動状況：倉見ほほえみの会（公民館）、本町白寿会（公民館）、上町二葉会（公民館）が活動中です。平成18年4月より柿園地区（公民館周辺民家）で活動を開始し、上町地区（旧公民館周辺）が開始にむけて準備中です。

自己負担：昼食200円、おやつ100円

ボランティア募集

倉見ほほえみの会、本町白寿会、上町（旧公民館）でボランティアを急募しています。

ボランティアセンター

☎ 25-4000までご一報下さい。

●訪問理容サービス

対象：加齢や障害等により、理美容院のサービスを受けることが困難な者

内容：年4回を限度に、自宅まで理容者が訪問して整髪します。

自己負担：整髪料

●緊急通報システム

対象：加齢や心身の障害、疾病等を抱える1人暮らし高齢者

内容：緊急時の連絡や、安否確認のための機器を設置します。設置のための自己負担はありません。

平成17年度 いきいき西桂標語コンクール入選作品



あいさつは 地域育む 皆の声

西桂中学校3年 新田 翔平

青少年育成西桂町民会議では、家庭・地域・学校が連携し、声かけ・あいさつのもたらす効用について理解を深め、家庭・地域の教育力を高め、子どもたちをみんなで守り、みんなでいきいき育てていきたいと考え、「声かけ、あいさつ運動」を推進しており、街頭あいさつ運動やあいさつポスターコンクールなどを実施し取り組んでまいりました。

また、今回町民みなが元気にあいさつをできるように願いをこめて、「あいさつ」をテーマにした標語を募集し、324人からのご応募をいただき、町民会議理事による審査の結果次のとおり入選作品が決まりました。

町民会議では、今回入選した標語をキャッチフレーズに「あいさつ運動」をよりいっそうすすめていく予定でありますので、町民みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

いきいき西桂標語コンクール



あいさつで 空いっぱい
西桂小学校2年 渡辺 陽

自分から 笑顔あふれる
西桂中学校2年 米山 友梨

あいさつで 輪を広げよう
西桂 上町 白井 勝治



まだ雪が残る寒さ厳しい中行われた街頭あいさつ運動。子どもたちの元気なあいさつに心が温まりました。



あいさつは 心のとびら ひらくかぎ
西桂小学校2年 中村 史奈

おはようは 朝一番の 身だしなみ
西桂小学校4年 山岡 加奈

あいさつは 人よりさきに 元気よく
西桂小学校5年 落合 恭平

あいさつは 心のぬくもり 思いやり
西桂小学校5年 高尾ひかり

あいさつで 今日もいちにち いい気分
西桂小学校6年 小泉 怜子

あいさつで 明るい笑顔の 町づくり
西桂中学校1年 小佐野景成

あいさつで 心やすらぐ 町づくり
西桂中学校1年 河野 冴基

笑顔咲く 心あふれる あいさつを
西桂中学校1年 滝口 梨穂

おはようで 心は熱い 寒い朝
西桂中学校1年 若林 華恋

あいさつは 心と心の かよい合い
西桂中学校2年 柏木 愛

あいさつが 心を結ぶ 道しるべ
西桂中学校2年 細田 健太

にっこりと えがおであいさつ
西桂中学校3年 小林 恵子

(小中学生の学年は応募時の学年)

オウム特別手配被疑者の 発見にご協力を!

犯罪史上例をみない無差別テロ事件として、国内は勿論のこと、世界を震撼させた地下鉄サリン事件から、この3月で丸11年になります。

サリン事件などのオウム真理教関連事件を引き起こした「平田真」「高橋克也」「菊地直子」の3人は依然、逃走を続けています。

これらの者は偽名を使うなどして、皆様の近くに潜んでいるかもしれません。

どんな小さな情報でも結構です。最寄りの交番・駐在所または都留警察署・オウムフリーダイヤルまでご連絡ください。

お問い合わせ先

オウムフリーダイヤル
☎ 0120 - 006024
都留警察署
☎ 0554 (45) 0110



ひらた まこと
平田 信
身長 183cm位 昭和40年生まれ



たかはし かつや
高橋 克也
身長 173cm位 昭和33年生まれ



きくち なおこ
菊地 直子
身長 159cm位 昭和46年生まれ

甲府地方検察庁より お知らせ

裁判員制度について理解を深めませんか?

裁判員制度(国民の司法参加を実現する制度です)は、平成21年5月までに法律が施行されることになっていますが、甲府地方検察庁では国民に広く理解していただくため、次のような広報活動を行っております。

○広報ビデオ及びDVDの貸出し「裁判員制度くもしもあなたが選ばれたら〜」(1時間のドラマ形式のもの。出演中村雅俊、西村雅彦など)。

○裁判員制度に関する講演会や説明会(企業、学校、町内会、各種団体などへの講師派遣依頼を無料で受けています)。

裁判員制度が始まると、山梨県内の有権者の中から、年間約340人から670人に1人の割合で裁判員候補者として裁判官の面接を受けることが見込まれます。

お問い合わせ先
甲府地方検察庁企画調査課
☎ 055 (235) 7231

春の 全国交通安全運動

県では、「春の全国交通安全運動」を行います。

新しい生活がはじまるこの時期は、初めて学校へ通う新入学児童が事故に遭うケースが多くなります。また、昨年1年間に県内で事故により死亡した人は64人にのぼり、そのうち高齢者がおよそ4割を占めています。

ドライバーの皆さん、子どもやお年寄りを見かけたら、スピードを落とし、場合によっては一時停止をするなどして、通行の安全を確保してあげましょう。

◆期間
4月6日(木)〜4月15日(土)
(10日間)

◆年間スローガン
「運転は 人に社会に
思いやり」

◆運動の基本
子どもと高齢者の交通事故防止

◆運動の重点
(1)自転車の安全利用の推進
(2)シートベルトとチャイルドシート
の正しい着用の徹底
(3)飲酒運転等悪質・危険な運転
の追放

お問い合わせ先 県民生活課
☎ 055 (223) 1353

平成18年度 前期技能検定 (板金・塗装・左官・タイル張りほか)

国家試験 前期技能検定の受付が始まります。

受験申請受付
4月4日(火)〜14日(金)
受付時間
午前9時〜午後4時(平日)

検定料
実技試験 15,700円
学科試験 3,100円

お問い合わせ先
富士吉田職業訓練協会
☎ (22) 5214

2級管工事施工管理 技師受験準備講座

日時 7月下旬予定(10日間)
午後6時30分〜9時30分
場所 富士吉田職業訓練校
受講料
会員 15,000円
会員外 17,000円
(テキスト・願書代別)

申込 4月28日(金)
お問い合わせ先

富士吉田職業訓練協会
☎ (22) 5214

児童館活動報告



絵手紙教室



2月18日(土) 絵手紙ボランティア「葉っぱの会」の皆さんに指導して頂きながら「絵手紙教室」を行いました。「絵手紙っておもしろい!」味わいのある素敵な絵に仕上げられました。



フォトニュース



「ひなまつり」

ひよこ学級



3月2日(木) 愛育会の皆さんにご協力いただき、会食をかねた「ひなまつり」を楽しみました。

「毎日慌しく過ごしている中、久しぶりにゆっくりと楽しむ事が出来ました。」とうれしそうに話す母親の姿が見られました。

保 育 所

さよなら パーティー



3月2日(木) 年中児以下の小さいお友達が今月で卒園する年長児のお兄さん・お姉さんのために「さよならパーティー」を開いてくれました。手作りの品物や踊り・歌のプレゼントを頂き、とても喜んでいました。

午後には、おやつ作りに挑戦し、保育所での楽しい思い出となりました。



慶 弔



おめでた (誕生)

上町 兼子 陽斗 保護者
下暮地 武田 清快 和明

おくやみ (死亡)

倉見 宮下 親允
倉見 村春 達雄
柿園 天野 幸雄
本町 荒井 敬子 道夫

2月届出

人口世帯

平成18年3月1日現在

男 2,444人 (-3)
女 2,486人 (-5)
合計 4,930人 (-8)
世帯 1,498世帯 (-3)

4月・5月上旬 行事予定表

行事予定・人のうつき

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
<p>4月の納税 軽自動車税 全期 (固定資産税 全期・第1期は5月です。)</p>			<p>■ 土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧期間 4月3日(月)～5月31日(水)</p>			<p>4月 1</p>
2 ●川浚い	3 ●川浚い (予備日)	4	5 ●入所式(保育所) am 9:30～	6 ●中学校入学式 am 9:10～開式 ●小学校入学式 am 10:30～開式	7 ●小・中学校始業式	8 ●資源化物回収 am7:00～am8:00 ●中学校図書室 一般開放日 am10:00～pm3:00
9 ●第3回さくら祭り am 11:00～pm 3:00 (ミツ峠グリーンセンター)	10	11	12 ●1才6ヶ月児健診 pm 1:15～ (いきいき健康福祉センター)	13 ●母子相談 am 9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	14 ●狂犬病予防注射 am10:00～12:00 pm 1:00～ 3:00	15
16	17	18	19 ●2才児歯の健診 pm 1:15～ (いきいき健康福祉センター)	20	21 ●結核検診	22 ●保育所保護者総 会・保育見学 ●中学校図書室 一般開放日 am10:00～pm3:00
23	24	25	26 ●乳児健診 pm 1:30～ (いきいき健康福祉センター)	27 ●母子相談 am 9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター) ●すくすく1歳児育児相談 am10:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	28	みどりの日 29
30	5月 1	2	憲法記念日 3	国民の休日 4	こどもの日 5	6
7	8	9 ●育児学級 am 1:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	10 ●ポリオ pm 1:15受付 (いきいき健康福祉センター)	11	12 ●母子相談 am 9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	13 ●資源化物回収 am7:00～am8:00 ●お母さんの会 (保育所) ●中学校図書室 一般開放日 am10:00～pm3:00